

# 風適法 改正の お知らせ



## 1 風俗営業等に係る人身取引の 防止のための規定の整備

- 1 刑法に新設された人身取引に関する罪を風俗営業の許可の欠格事由とする（第4条第1項第2号）。
- 2 接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の国籍、就労資格等を確認し、確認の結果を書面により保存しなければならない（第36条の2第1項及び第2項）。

〔罰則～100万円以下の罰金〕

## 2 性風俗関連特殊営業の 規制の強化

- 1 公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、その者に届出確認書を交付するものとし、性風俗関連特殊営業を営む者に対しその備付け及び提示を義務付ける（第27条第4項及び第5項、第31条の2第4項及び第5項、第31条の7第2項、第31条の12第2項並びに第31条の17第2項）。

※改正風適法の施行の際現に改正前の風適法の規定により届出書を提出して性風俗関連特殊営業を営んでいる者は、当該施行日から3か月を経過する日までの間は、その営業を続けることができる。なお、当該者が当該施行日から3か月を経過するまでの間に改正風適法に規定する書類を提出したときは、改正風適法による届出書を提出したものとみなされる（附則第3条第1項及び第2項）。

- 2 第2条第7項第1号の営業（以下「デリバリーヘルス」という。）について、営業の本拠となる事務所に加え、受付所及び派遣従業者の待機所を届出の対象とする（第31条の2第1項第7号）。

**〔罰則～6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科〕**

※「デリバリーヘルス」とは

電話等で申込みを受け、客の自宅やホテルに従業者を派遣し、性的サービスを提供する業態

※「受付所」とは

客を出入りさせ、従業者の写真を見せたり、サービス内容を説明するなどして、客の依頼を受け付ける施設

- 3 デリバリーヘルスの受付所営業について、店舗型性風俗特殊営業と同様の営業禁止区域等の規制を設ける（第31条の3第2項）。

**〔罰則～2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれの併科〕**

※「受付所営業」とは

受付所を設けて営む営業（受付所における業務に係る部分に限る。）

- 4 警察職員は、法の施行に必要な限度において、デリバリーヘルスに係る事務所、受付所又は待機所に立ち入ることができる（第37条第2項第3号）。

# 3

## 風俗営業等に係る

### 集客行為の規制の強化

- 1 風俗営業等に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止する（第22条第2号、第28条第12項第2号、第31条の3第2項、第31条の13第2項第2号及び第32条第3項）。

〔罰則～6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科〕

- 2 性風俗関連特殊営業の禁止行為とされている人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等について、罰則を整備する（第53条第2号）。

〔罰則～100万円以下の罰金〕

- 3 店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業について、届出を行った者以外の者は、これらの営業を営む目的で広告、宣伝を行ってはならない（第27条の2第2項及び第31条の2の2第2項）。

〔罰則～100万円以下の罰金〕

# 4

## 少年指導委員に

### 関する規定の整備

- 1 少年指導委員の職務に関する規定を整備する（第38条第2項）。
- 2 公安委員会は、少年指導委員に風俗営業の営業所等に立ち入らせることができる（第38条の2）。
- 3 守秘義務違反の罰則、研修の実施等の規定を整備する（第38条第3項及び第5項、第51条）。

〔罰則（守秘義務違反）～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金〕

# 5

## 罰則の強化

性風俗関連特殊営業の禁止区域等営業、無届営業等の罰則を強化する。

[罰則の強化の主な内容]

	▼ 改正前	▼ 改正後
風俗営業の無許可営業	1年以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科	<b>2年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
店舗型性風俗特殊営業の 禁止区域等営業 (デリバリーヘルスの受付所営業も同様)	6月以下の懲役 若しくは50万円以下の罰金 又はこれの併科	<b>2年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
18歳未満の者を風俗営業等 において従事させること・ 客とすること	6月以下の懲役 若しくは50万円以下の罰金 又はこれの併科	<b>1年以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
客引き	6月以下の懲役 若しくは50万円以下の罰金 又はこれの併科	<b>6月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
客引きをするため、 立ちふさがり、つきまとう(新設)	禁止規定なし	<b>6月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
性風俗関連特殊営業の無届営業	30万円以下の罰金	<b>6月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科</b>
外国人ホステス等の 就労資格の確認義務懈怠(新設)	確認義務なし	<b>100万円以下の罰金</b>
性風俗関連特殊営業の人の 住居へのビラ等の頒布、 広告制限区域等における広告物の表示等	罰則なし	<b>100万円以下の罰金</b>
性風俗関連特殊営業の 無届業者による広告宣伝(新設)	禁止規定なし	<b>100万円以下の罰金</b>